

## 平成 28 年熊本地震で被災された方の一部負担金等の取扱い等の変更について

平素は、当健康保険組合の事業運営につきましてご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
また、平成 28 年熊本地震で被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。  
熊本地震による被災者の医療機関等での一部負担金等(窓口負担)の取扱い等につきまして、下記の通り変更となりますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 一部負担金等の取扱いの変更

##### (1) 支払いの猶予方法の変更

現在フジクラ健保では、熊本地震による被災者で、熊本県内の市町村に住所を有し、下記①～③いずれかに該当する場合には、医療機関等での一部負担金等の支払いを猶予しております。

- ①住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合
- ②主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
- ③主たる生計維持者の行方が不明である場合

この猶予の取扱いが、平成 28 年 10 月より変更となります。

《～平成 28 年 9 月末診療分まで》

医療機関等の窓口で申し出ることにより、支払いが猶予されます。

《平成 28 年 10 月～平成 29 年 2 月末診療分まで》

医療機関等の窓口で「一部負担金等徴収猶予証明書」を提示することにより、支払いが猶予されます。

##### (2) 「一部負担金等徴収猶予証明書」の申請方法

10 月以降も支払いの猶予を受ける場合には、9 月末までに下記①②を健保組合に提出し、「一部負担金等徴収猶予証明書」の申請をしてください。

##### ① 「一部負担金等（徴収猶予・免除・減額）申請書」

##### ② 対象被保険者である事実を確認できる書類

ア) 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合

・罹災証明書(長期避難世帯の場合は、長期避難世帯に該当する旨の証明書の写し)

イ) 主たる生計維持者が死亡した場合

・死亡診断書、警察の発行する死体検案書

ウ) 主たる生計維持者が重篤な傷病(\*)を負った方の場合

・医師の診断書 \*1 ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。

エ) 主たる生計維持者の行方が不明である方の場合

・警察に提出した行方不明の届出の写しなど

### (3) 支払いが猶予される一部負担金等の範囲

医療費・調剤費の一部負担金、および訪問看護療養費の自己負担分の支払いを猶予します。

\*食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は猶予の対象とはなりません。

### (4) 猶予した一部負担金等の請求

猶予した一部負担金等については、一旦フジクラ健保が立て替えて医療機関等へ支払い、猶予期間終了後、被保険者宛に請求いたします。

## 2. 医療機関等の受診方法（保険証の提示）の変更

《～平成28年9月末診療分まで》

熊本地震による被災によって健康保険証を紛失し、医療機関等で健康保険証を提示できない場合には、氏名・生年月日等を申し立てれば、健康保険での受診ができます。

《平成28年10月診療分～》

医療機関等において、通常通り健康保険証の提示が必要となります。

健康保険証を紛失し、まだ再交付を受けていない方は、速やかに健保組合に再交付の申請をしてください。

以 上